

## 山鹿市下水道経営健全化検討業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、山鹿市下水道経営健全化検討業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することを目的として必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市下水道経営健全化検討業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者 山鹿市
- (3) 業務内容 別紙「山鹿市下水道経営健全化検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月20日まで
- (5) 実施方法 公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

### 3 見積金額の上限（消費税及び地方消費税を除く）

事業費	26,887,000円
令和6年度	9,768,000円
令和7年度	17,119,000円

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。

- (1) 本市に、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されている又は登録が見込まれること。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 税(国税、県税、市税)の滞納がない者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）及び第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が役員となっている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) これまでに、地方公共団体発注で下水道事業にかかるビジョンまたは経営戦略策定・改定支援業務及び使用料改定（審議会運営・使用料体系の統一）と同種又は類似した業務の受注実績があること。

- (9) 地方公営企業会計に精通し、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」における対象事業及び主な取組分野の項目において、対象事業に「下水道事業」、主な取り組み分野に「経営戦略の策定・改定」又は「料金改定」にアドバイザー登録のある自社雇用の公認会計士を、管理技術者又は担当技術者として配置すること。
- (10) 本業務を一括再委託しない者であること。

## 5 スケジュール（予定）

	項目	日程等	備考
1	公募公表	令和6年 4月18日	本市ホームページに掲載
2	質疑書の提出期限	令和6年 5月 2日	電子メール
3	質疑に対する回答	令和6年 5月10日	本市ホームページにて回答
4	参加申込書提出期限	令和6年 5月15日	窓口持参又は郵送
5	企画提案書提出期限	令和6年 5月22日	窓口持参又は郵送
6	第1次審査	令和6年 6月 6日（予定）	
7	第2次審査	令和6年 6月26日（予定）	
8	審査結果公表	令和6年 6月下旬（予定）	本市ホームページにて公表
9	委託契約締結	令和6年 6月下旬（予定）	

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

質問書（様式6号）に質問事項等を記入し、下水道課に電子メールにより提出すること。質問のない場合は、提出不要とする。また、電子メールのタイトルは、【プロポーザル質問】とすること。なお、電話等による質疑は、一切受け付けない。

送付先E-mailアドレス：gesui@city.yamaga.kumamoto.jp

### (2) 受付期間

公募告示の日から令和6年5月2日（木）午後5時まで

### (3) 回答方法

令和6年5月10日（金）本市HPへ掲載

## 7 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1号） 1部
- ② 会社概要書（様式2号） 1部

(2) 提出期限：令和6年5月15日（水）午後5時まで

(3) 提出場所：山鹿市役所建設部下水道課

(4) 提出方法：持参又は郵送による

※持参で提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類：以下の書類一式を製本（ホチキス留め不可）し、原本1部、副本7部を

提出すること

① 企画提案書（様式3号）及び企画提案書別紙（任意様式）（以下「提案書等」という。）

ア 仕様書の業務内容に掲げる各事項すべてについて、具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

② 業務工程表（任意様式）

仕様書に示す業務内容について、実現可能かつ全体的な工程を提案すること。

なお、使用料改定、会計統一及び使用料体系の検討等互いに影響する取り組みについては、工程においても十分考慮すること。また、実際の審議会運営において、開催の時期、回数及び会毎のテーマを提案すること。

③ 実施体制調書（様式4号）

④ 業務実績調書（様式5号）

⑤ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 具体的な積算内訳を記載すること。

イ 見積額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

⑥ 作成上の留意点

ア 簡易なA4ファイル（色は任意）で提出すること。

イ 提案書等は、表紙、目次、仕切り紙を除き、A4（両面印刷可）、A3（片面印刷）併せて計25枚以内とすること。但し、市が提出を求める様式及び添付書類はここに含まない。

ウ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

エ 文書を補完するための写真、イラストの使用、又、印刷の色は任意とする。

オ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

カ 略語や専門用語には注釈をつける等、分かりやすい文章とすること。

キ 本業務に対し、提案者がどのような方針で業務に取り組むのか、また、市職員との調整の進め方や打ち合わせ方法について必ず触れること。

ク 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と考える事項があれば積極的に記載すること。ただし、これに係る経費は業務委託見積額に含むものとする。

(2) 提出期限：令和6年5月22日（水）午後5時まで

(3) 提出場所：山鹿市役所建設部下水道課

(4) 提出方法：持参又は郵送による

※持参で提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

## 9 辞退届の提出

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7号）を提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

## 10 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

企画提案者が4者以上となった場合、1次審査を行い、高い評価を得た提案者3者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

1次審査により選考された企画提案者を対象に委員会において2次審査を行い、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査及び評価した上で、最も点数が高い企画提案者を選定する。審査基準で市の定める最低基準点（「配点の合計値×審査委員数」の6割）に満たない提案者は選定の対象外とする。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても審査委員会において、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

- ① 審査日程 令和6年6月26日（水）予定  
正式な日時や場所は、企画提案書提出後に通知する。
- ② 所要時間 準備 5分以内  
提案プレゼンテーション 30分以内  
質疑応答 10分程度  
片づけ 5分以内
- ③ 出席者 3人以内とし、提案書等に記載された業務責任者及び管理技術者は必ず出席すること。
- ④ 内容 説明は、提案書等に記載された内容に限る。説明資料の追加は認めない。
- ⑤ 使用機器 パソコン等説明に必要な備品は参加者で用意すること。プロジェクター、ホワイトボード及びスクリーンは本市が用意する。ただし、市備え付けのプロジェクターでは、パソコンとの接続に適合しない可能性があるため、念のため各自で用意しておくこと。

(3) 審査結果の通知

- ① 第1次審査  
審査結果を書面により通知する。なお、選定された企画提案者のみ、2次審査を実施する旨を書面により通知する。
- ② 第2次審査  
審査結果を書面により通知する。

1.1 審査基準及び配点

プロポーザルの審査基準は別紙審査基準表のとおり

1.2 契約手続き

- (1) 契約締結日 令和6年6月末（予定）
- (2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権を特定し、本業務の仕様の協議等の契約交渉を行う。但し、下記のいずれかに該当し優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

なお、受託候補者の提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

- ① 優先交渉権者が審査後本要領4に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

- ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

### 1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込書（添付書類含む）及び提案書等は返却しないものとする。
- (4) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、本事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。  
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (5) 提案者からの審査の経緯、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
  - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 見積額が見積金額の上限を超えている場合
  - ⑤ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ⑥ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### 1 4 担当部署（提出・問合せ先）

- (1) 所在地 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3
- (2) 担当部署 山鹿市役所 建設部 下水道課 業務係
- (3) 電話 0968-43-1198
- (4) FAX 0968-44-3200
- (5) E-mail gesui@city.yamaga.kumamoto.jp